

第4回阿久比町水道料金及び下水道使用料審議会  
議事録

日 時：令和6年5月10日（金）

午後2時から午後3時20分まで

場 所：阿久比町役場 1階 会議室101

出席者：委員9名

萩原光雄 会長、新美清司 副会長、竹内祥樹 委員、  
後藤由希子 委員、山本みほ 委員、南修 委員、  
齋藤小百合 委員、山内正和 委員、近藤美根子 委員、  
（欠席 2名 齊藤由里恵 委員、今津哲次 委員）  
事務局（青木上下水道課長、田畑下水道係長、  
古賀上水業務係長、酒向主事、今井主事補）

1 あいさつ

2 議事

- (1) 基本使用料設定の考え方について
- (2) 答申（案）について
- (3) 今後の予定

3 その他

事務局から基本使用料設定の考え方について説明の後、次のような質疑応答がされました。

(委員)

固定費を基本使用料に充てる割合 40%というのは、一般的な値であるのか、今回計算した結果が 40%ということか。

(事務局)

固定費の何割を基本使用料とするのかは決められた考え方がなく、各市町の判断となる。そこで、一つの考え方として施設の余裕率を用いて 40%と設定した。その結果、基本使用料は 1,200 円程度となるが、激変緩和措置として 1,000 円を採用するという考え方である。また、施設の余裕率については、4～5割となっている市町が多くある。半田市の使用料設定においては、固定費の 4割を採用している。

(委員)

基本使用料の何割を採用するかについては総務省の方針が関係するのか。

(事務局)

総務省の目安は 1 m<sup>3</sup>当たり 150 円であるが、これは基本使用料とそれ以外も含めた使用料を指している。基本使用料のみの設定については特に決められた目安がない。

(委員)

設定の方法については、使用者の方々が理解していただけるのであれば良いと思う。

(事務局)

基本使用料を固定費の何割とするかは各市町の判断となるが、その設定根拠を明確にすべきという意見を第 3 回審議会でも頂いた。今回は、その考え方をお示しした。

(委員)

余裕ではない 60%分は、基本使用料ではなく、従量使用料に該当するのか。

(事務局)

お見込みのとおりである。

(委員)

余裕率という視点は、これまでの審議会で具体的な話がなかったが、今回の説明で理解することができた。

(事務局)

第3回審議会の際に、1,000円の設定でもよいが根拠を明確にすべきとの意見があり、今回初めて具体的な説明を行った。余裕率の説明については、住民の皆さまに理解していただけるような説明を行う予定である。

(委員)

住民の皆さまにどのように理解していただくかがポイントとなる。基本使用料を上げるには、根拠の説明が重要である。

事務局から答申(案)の説明の後、次のような質疑応答がされました。

(委員)

資料3ページ「(4)排出量区分ごとの単価の設定」に関して、経費回収率100%が難しい場合は、150円/m<sup>3</sup>にするという通知が総務省よりあったように思う。それに則って今回検討したという認識でよいか。

(事務局)

総務省からは、経費回収率100%とするという通知はないが、少なくとも150円/m<sup>3</sup>にするという目安は示されている。本町の経営上、経費回収率を100%とするためには150円/m<sup>3</sup>では足りないが、まずは150円/m<sup>3</sup>を目標としようという考えである。

(委員)

現状は 103 円/m<sup>3</sup>程度であり、それを 1.45 倍して 150 円/m<sup>3</sup>程度に改定するということか。

(事務局)

お見込みのとおりである。今回、150 円/m<sup>3</sup>を目標とした結果、平均改定倍率は 1.45 倍となった。資料 2 ページの表下に平均改定倍率 1.45 を追記することも検討する。

(委員)

今後の改定は、1 段階目が令和 7 年度、2 段階目が令和 9 年度である。1 段階目の改定が 125 円/m<sup>3</sup>、2 段階目の改定が 150 円/m<sup>3</sup>になるということか。

(事務局)

お見込みのとおりである。答申案では最終目標である 2 段階目の改定について記載しているが、1 段階目の改定については 125 円/m<sup>3</sup>相当となる予定である。

(委員)

使用者の立場からすると、突然 1.45 倍にされると驚くかもしれない。1 段階目は 1.2 倍程度ということであれば、それほど驚かない範囲かもしれない。町民説明会の際、改定倍率の数字については気にされる方が多いと思う。

(事務局)

今回提示した答申(案)は大まかな記載をしているが、町民や議員の皆さまには、詳細の数値も示して説明する予定である。

(委員)

資料 3 ページ「(3) 基本使用料の設定」については、物価変動を先に説明し、その後に余裕率の詳細説明を示した方が理解しやすいのではないか。

(事務局)

基本使用料の設定において、物価変動での説明はあまり一般的な内容ではない。まずは余裕率の考え方で必要な金額を説明し、その上で激変緩和措置の説明として物価変動についても示した。

(事務局)

1 ヶ月に 20 m<sup>3</sup>程度使用される方は、1 段階目の改定では 500 円/月程度の値上げとなる。物価上昇している中で、皆さまのご負担が増えることは確かである。今後は急激な改定がないように、5 年に 1 回程度は、使用料改定の検討を実施していく予定である。

(委員)

使用者数が多い水量区分の方々は、1 段階目の改定と 2 段階目の改定において、下水道使用料はどの程度変わるのか。

(事務局)

1 ヶ月に 20 m<sup>3</sup>使用される方は、現状の 1,700 円/月(税抜き)が 1 段階目の改定で 2,200 円/月となり、500 円/月の値上げである。そして 2 段階目の改定で 2,650 円/月となり、現状より 950 円(1 段階目より 450 円)の値上げとなる。2 ヶ月まとめた請求額では、下水道使用料は 2,000 円程度の値上げとなる。

(委員)

大口使用者は値上げ額が大きくなるのか。

(事務局)

1 ヶ月の使用水量が 5,000 m<sup>3</sup>程度の大口使用者は、2 段階目の改定時には、現状と比べ、1 ヶ月当たり 25 万円程度の値上げとなる。2 ヶ月で 50 万円程度、1 年間で 300 万円程度の値上げとなる。

〈閉 会〉

以上